

審 査 基 準

平成 27 年 4 月 1 日作成

法 令 名 : 古物営業法
根 拠 条 項 : 第 21 条の 5 第 1 項又は第 21 条の 6 第 1 項
処 分 の 概 要 : 古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原 権 者 (委 任 先) : 静岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 古物営業法施行規則第 19 条の 4 (古物競りあっせん業者に係る認定の申請)、第 19 条の 5 (古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)、第 19 条の 6 (盗品等の売買の防止等に資する方法の基準)、第 19 条の 11 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請)、第 19 条の 5、第 19 条の 12 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 40 日以内
申 請 先 : 申請に係る営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課 (係)
問 合 せ 先 : 静岡県警察本部生活保安課許認可係
備 考 :